

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

厚真町は、東経141度53分、北緯42度43分にあり、東西17.3km、南北32.5kmで総面積404.56km²である。

勇払原野の一角にあって、東はむかわ町に接し、南は太平洋に面し、南西の一隅は苫小牧市に接し、北西は安平町、北は由仁町、夕張市に接し、やや長斜形をなして厚真川がその中央を貫流し、支流を集めて太平洋に注いでいる。

地球温暖化現象の影響等により、近年激甚化する強く長い降雨に起因して発生する河川の氾濫等の洪水災害及び土砂災害の発生にみられるように、本町もこれら帯状型の地形に鑑み降雨量においては支流を含む厚真川の氾濫による洪水被害、町南部の海岸付近を除く山間部・がけ地等の土砂災害が懸念されるところである。

平成30年北海道胆振東部地震が発生し、大規模な土砂災害や多数の家屋倒壊等により、本町では、37名が犠牲となった。また、千島海溝・日本海溝沿いの巨大地震は、ここ30年間の発生確率が高く、特に千島海溝沿いの地震・津波災害は切迫した状況となっている。このほか、直下型の地震として被害想定も大きなものとなる石狩低地東縁断層帯の地震及び本町から約40km西側に位置する樽前山の噴火にも十分な対策を必要としている。

平成30年北海道胆振東部地震の概要および人的被害
(北海道R1.9.5時点)

(1) 発生日時	平成30年9月6日午前3時7分	平成31年2月21日午後9時22分	
(2) 震源地	胆振地方中東部(北緯42.7度、東経142.0度)深さ37km	胆振地方中東部(北緯42.8度、東経142.0度)深さ33km	
(3) 地震の規模	マグニチュード 6.7	マグニチュード 5.8	
(4) 観測震度	震度 7	震度 6弱	
(5) 人的被害	死者	厚真町37人/道内44人	
	重傷	厚真町なし/道内51人	
	中等傷	厚真町なし/道内8人	
	軽傷	厚真町61人/道内726人	厚真町1人、道内6人

厚真町における主な自然災害リスク

国、道の被害想定、関係資料等により、本町に関する主な災害の履歴、今後の発生リスクは下記のように整理できる。

厚真町にかかわる自然災害リスク・被害想定

種別		災害名	主な被害想定/被害履歴	再来確率※1	出典
地震	想定	石狩低地東縁断層地震	震度 7.0、全半壊 1,497 棟、7 人死亡	30 年 0.2%	H30 北海道被害想定
		十勝沖海溝地震	震度 5.7、全半壊 22 棟、1 人未満死亡	30 年 9%	H30 北海道被害想定
		千島海溝沿い超巨大地震	M8.8 以上、Ⅲランク 発生間隔 340～380 年	10 年以内 2%～10%	R3.1.13 公表の活断層及び海溝型地震の長期評価
		日本海溝沿超巨大地震	M9.0 程度、Ⅰランク 発生間隔 550～600 年	10 年以内ほぼ 0%	R3.1.13 公表の活断層及び海溝型地震の長期評価
	履歴	2018 年北海道胆振東部地震	震度 7、37 名死亡、住家全半壊 303 棟	—	R1 厚真町復旧・復興計画
		2003 十勝沖地震	震度 5 強、住家一部損壊 13 棟	—	H28 厚真町地域防災計画
		1993 年釧路沖地震	震度 4、住家一部損壊 1 棟	—	H28 厚真町地域防災計画
		1952 年十勝沖地震	震度 6、1 名死亡、住家全半壊 71 棟	—	H28 厚真町地域防災計画
津波	想定	日本海溝モデル (日高沖)	最大津波高 7.4m～9.2m 影響開始時間 ±20cm 17 分～21 分 ±20cm 38 分～40 分		R3.1.13 公表の活断層及び海溝型地震の長期評価
風水害	履歴	農業・土木施設被害のあった台風等	農業被害、土木施設被害のある風水害は 8 回/10 年で発生 (2000～2010)	—	H28 厚真町地域防災計画
土砂災害	想定	上記 3 地震による急傾斜地崩壊	建物全半壊 7 棟～1 棟	—	H30 北海道被害想定
	履歴	2018 年北海道胆振東部地震	震度 7 による土砂災害 29 km ² 、道路被害 29 箇所、建物全半壊 (多数)	—	R1 厚真町復旧・復興計画
液状化	想定	上記想定 3 地震による液状化	建物全半壊 5 棟～1 棟	—	H30 北海道被害想定
	履歴	2018 年北海道胆振東部地震	震度 7 による液状化による建物全半壊 (多数)	—	R1 厚真町復旧・復興計画
火山噴火	想定	樽前山噴火	火山灰堆積、大規模噴火で 50cm、中規模噴火で 2～4 cm	1739 大噴火 1874 中噴火	H24 樽前山火山防災計画
暴風雪・雪害	履歴	2000 年低気圧と融雪による農、林、土木施設被害		—	H28 厚真町地域防災計画
その他 (大火)	履歴	1949 年厚真市街大火	全焼 20 棟、半焼 20 棟	—	H28 厚真町地域防災計画

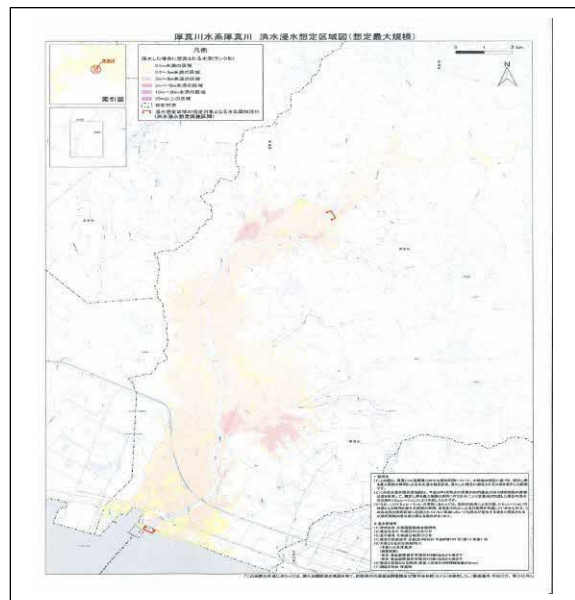
※ 地震再来確率は、地震調査研究推進本部事務局(文部科学省研究開発局地震・防災研究課)による

(洪水：厚真川水系厚真川洪水浸水想定)

厚真町には二級河川厚真川が流れており、厚真川が氾濫した場合の浸水想定区域は、厚真川水系厚真川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)によると、道道千歳鶴川線（10号線）の中心市街地は0.5m～3mの浸水想定区域とされているものの、その他の市街地の一部が3～5mの浸水域とされている。

(出典:厚真川水系厚真川洪水浸水想定)

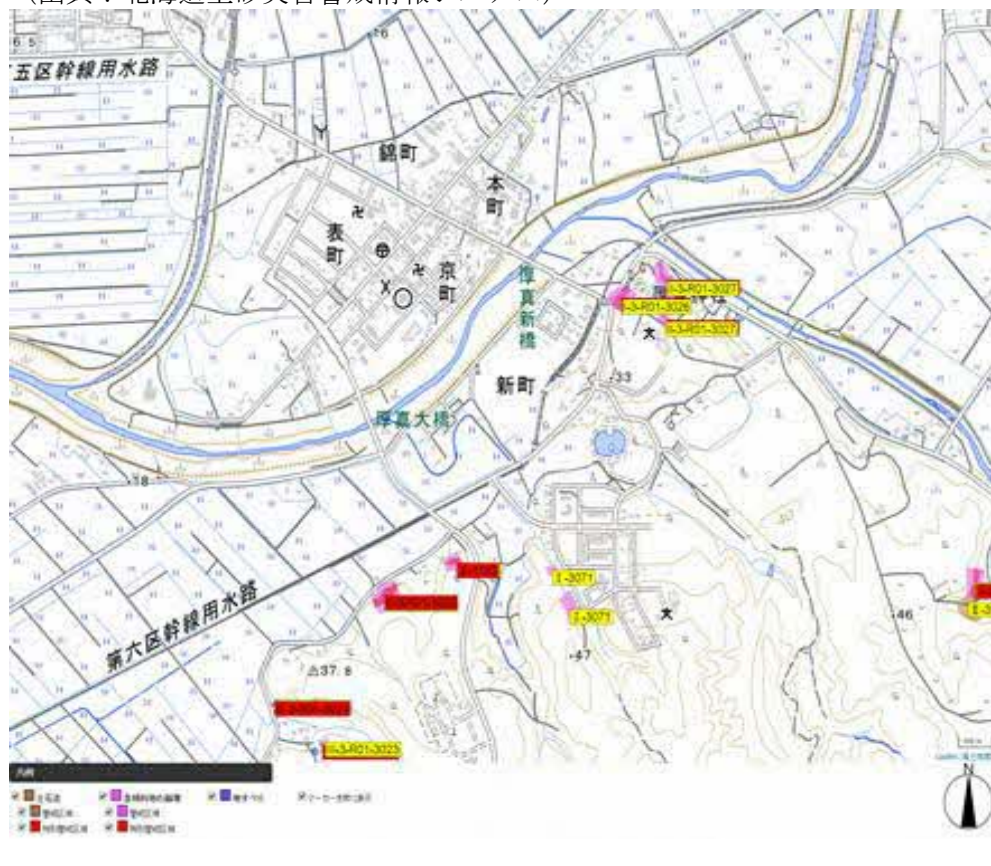
地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
表町地区	0.5m～3m	16
京町地区	0.5～3m未満	23
本町地区	0.5～3m未満	17
錦町地区	0.5～3m未満	7
上厚真地区	0.5～3m未満	26



(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、厚真町の新町地区が、土石流による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されているが、建設業をはじめとした小規模事業者が3社あり、対策が必要とされている。

(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)



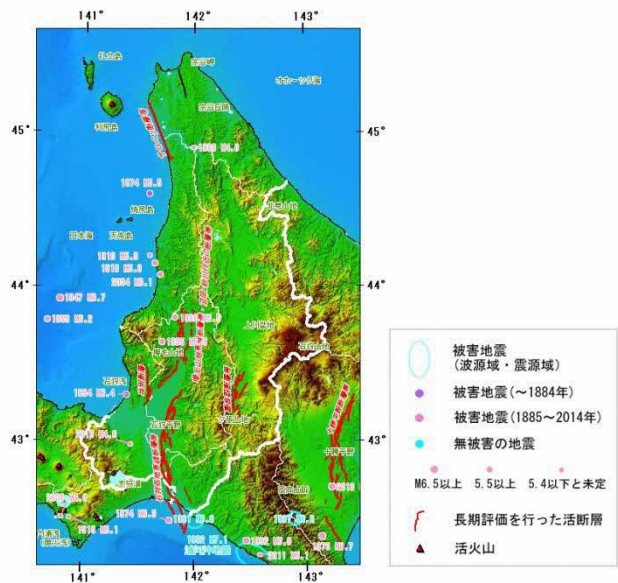
(地震 (活断層型) : 地震調査研究推進本部・J-SHIS)

厚真町に影響を及ぼす可能性のある活断層地震は、地震調査研究推進本部によると2個の断層帯による地震が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのは「石狩低地東線断層帯南部」となっており、マグニチュード7.7程度以上の地震が想定されており、発生確率は南部の周期17,000年程度であり30年以内の発生確率は0.2%となっている。2018年の胆振東部地震では震度5の地震が4回発生しているなど、定期的に地震が発生しているため、警戒が必要である。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)	相対的評価
石狩低地東線断層帯	南部	7.7程度	0.2%	Aランク (やや高い)
石狩低地東線断層帯	主部	7.9程度	ほぼ0%	Zランク



(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震調査研究推進本部)

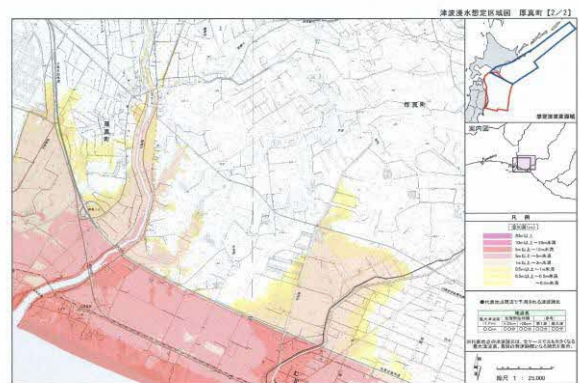
(津波:厚真町津波浸水区域図)

厚真町に影響を及ぼす可能性のある津波は、厚真町津波浸水地域図では浜厚真地区・清住地区による被害が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのは厚真町沿岸の浜厚真地区でありJR日高線以南では5mから10m未満、JR日高線付近から高規格道路では3mから5m未満、高規格道路以北の厚真川・長沼川・入鹿別川沿い周辺では0.3mから~3mの被害が想定されている。

浜厚真地区には7社の事業所があり、うち2社は道内最大の火力発電所の北海道電力苫東厚真発電所と新日本海フェリーのフェリー港など、重要なライフラインの拠点となっている。



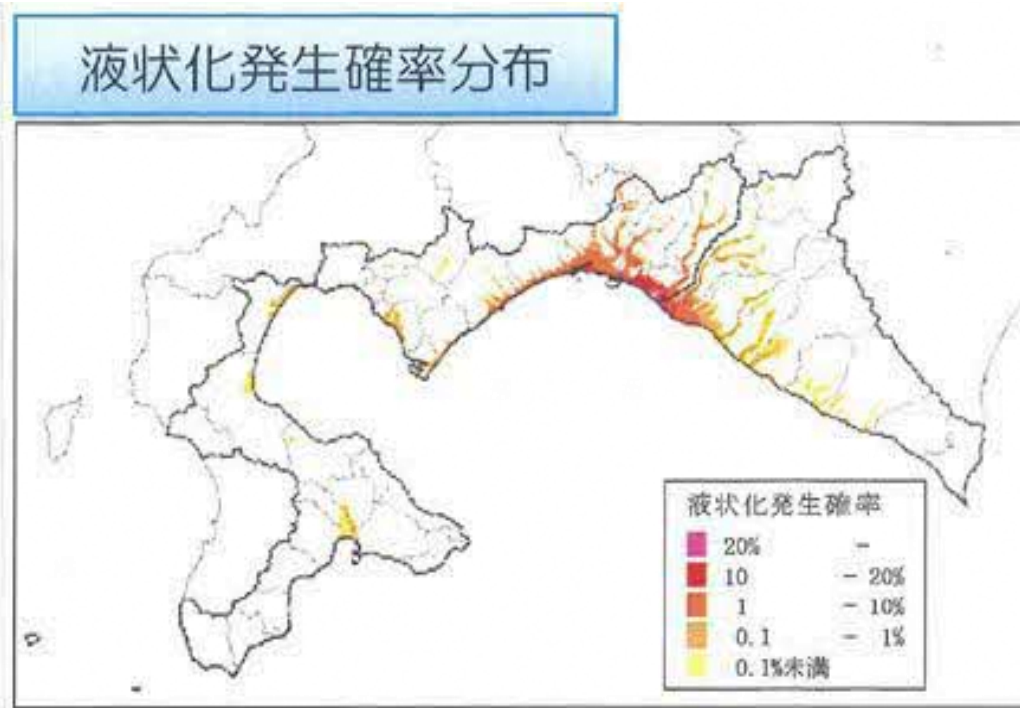
(出典:厚真町津波浸水区域図 1/2)



(出典:厚真町津波浸水区域図 2/2)

(液状化:H30 北海道被害想定)

厚真町に影響を及ぼす可能性のある液状化は、石狩低地東線断層帯南部深さ3kmを起因とする震度7の地震が発生した場合、厚真町の沿岸付近で10～20%、町内の河川周辺で1～10%の確率で液状化が発生すると予想している。本予測による建物倒壊予測は7棟から1棟としているが、平成30年北海道胆振東部地震では震度7による液状化による建物全半壊が多数発生している。



(出典:H30 北海道被害想定)

(火山噴火:樽前山火災防災計画)

厚真町に影響を及ぼす可能性のある火山噴火は、樽前山の小・中規模及び大規模噴火発生時の降灰による健康被害、山林、農作物への被害、交通障害及び大気・水質・土壌汚染等の被害が想定される。また、1739年の樽前山の噴火と同程度の噴火が発生した場合、厚真町には風向きにもよるが10cmから50cm程度の降灰・噴石があると予想されている。



(出典:樽前山火災防災計画)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(その他)

当町では、これまでも暴風雨による数々の風水害に見舞われてきた。特に平成12年～平成22年の間に8回の風害が多大な被害を及ぼした。これらの台風により、建物被害や農業被害も莫大となった。なお、厚真町の気候は、北側は夕張山地、南側は太平洋に面しているため、夏は涼しく冬の寒さもそれほどでもなく、積雪量も札幌の1/4程度と少なく冬でも住みやすい環境である。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 185人 (独自データ)
- ・小規模事業者数 169人 (独自データ)

業種	商工業者数	小規模事業者	備考	
商工業者	建設業	36	33	市内に広く分散している
	製造業	17	15	町内の山間部・沿岸に分散
	卸売業	2	2	市内中心部に集中
	小売業	42	39	町内、厚真地区・上厚真地区に集中
	宿泊・飲食業	19	18	町内、厚真地区・上厚真地区に集中
	サービス業	38	36	市内に広く分散している
	その他	31	26	市内に広く分散している
合計	185	169		

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
厚真町防災計画策定	昭和38年7月	平成25年改訂等
防災訓練事業開始	平成9年4月	1年に1回、災害を想定した訓練を実施
厚真町国民保護計画策定	平成22年9月	
防災ハザードマップを策定	平成25年1月	平成29年2月改定
厚真町防災計画の全面改訂	令和3年3月	

2) 当商工会の取組

項目	年月	備考
防災対策について対応	H31.4	防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認
災害復旧貸付制度の周知	H31.1	広報記事掲載 (厚真町制度融資・震災関係)
コロナ対策貸付制度の周知	R2.4	広報記事掲載 (厚真町制度融資・コロナ関係)
新北海道スタイル	R3.8	消毒液配布

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
- ・小規模事業者に対し予防接種の推奨や手洗いの徹底について周知が必要。
- ・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）					
			R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
商 工 業 者	建設業	36	33	2	2	2	2	2
	製造業	17	15	1	0	0	0	0
	卸売業	2	2	0	0	1	0	0
	小売業	42	39	2	2	2	2	2
	宿泊 飲食業	19	18	0	1	0	0	0
	サービ ス業	38	36	1	1	1	1	1
	その他	31	26	0	0	0	1	1
合 計	185	169	6	6	6	6	6	

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域並びに土砂災害警戒区域を優先し、生鮮食料品店（生活必需品）を扱う事業者とライフラインの早期普及が必要なため建設業を優先した。小規模事業者については5期25年で策定を完了する予定。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者を円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向 けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

厚真町(産業経済課)	厚真町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	事業継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・令和3年3月に策定された厚真町地域防災計画と、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。
- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定
新型コロナウイルス感染予防として、新北海道スタイルに沿った職員の健康管理の徹底、施設内の定期的な換気、設備、器具などの消毒・洗浄などについて計画に盛りこむ

ウ. 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会と提携している保険会社に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者 (独自データ)	策定目標件数					フォローアップ回数					
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8	
商工業者	建設業	36	33	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	製造業	17	15	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	卸売業	2	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
	小売業	42	39	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	宿泊・飲食業	19	18	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	サービス業	38	36	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	その他	31	26	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1
合計	185	169	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	

- ・町、商工会並びに、苫小牧信用金庫厚真支店等、関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	1年に1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	厚真町産業経済課経済グループ

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町産業経済課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を利用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・厚真町災害対策本部の方針に従い、当町産業経済課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
注意 配備	1 気象警報が発表又は発表が予測される場合。 2 降雨、降雪、河川の推移等の状況により注意が必要なとき。 3 その他必要により事務局長が注意配備を指示したとき。	事務局長 経営指導員
第1種 非常配備	1 震度4の地震が発生したとき。 2 津波注意報が発表されたとき。 3 台風の接近等で被害の発生が予想されるとき 4 室蘭地方気象台から気象警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。 5 「高齢者等避難」を発令されたとき。 6 その他必要により会長が当該非常配備を指示したとき。	事務局長 経営指導員
第2種 非常配備	1 震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 津波警報が発表されたとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 「避難指示」を発令されたとき。 5 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 6 その他必要により会長が当該非常配備を指示したとき。	全職員
第3種 非常配備	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 大津波警報が発表されたとき。 3 特別警報(大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪)が発表されたとき 4 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において会長が当該非常配備を指令したとき。	全職員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当町で取りまとめた「厚真町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

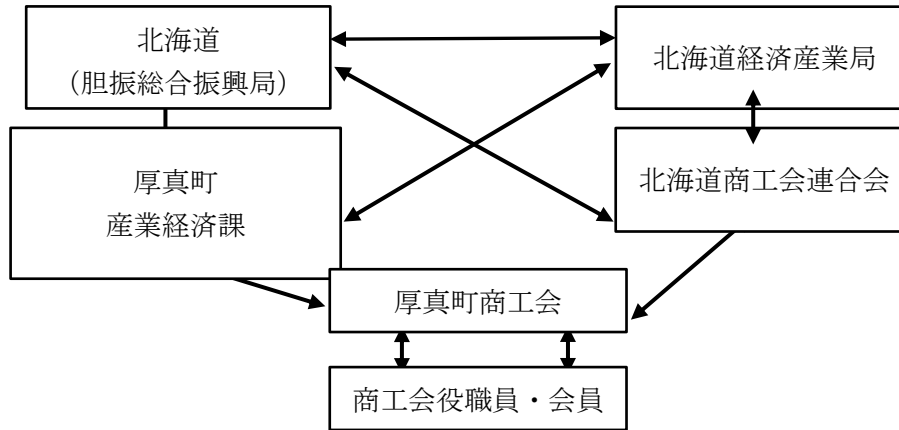
(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生への恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、胆振総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。

・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

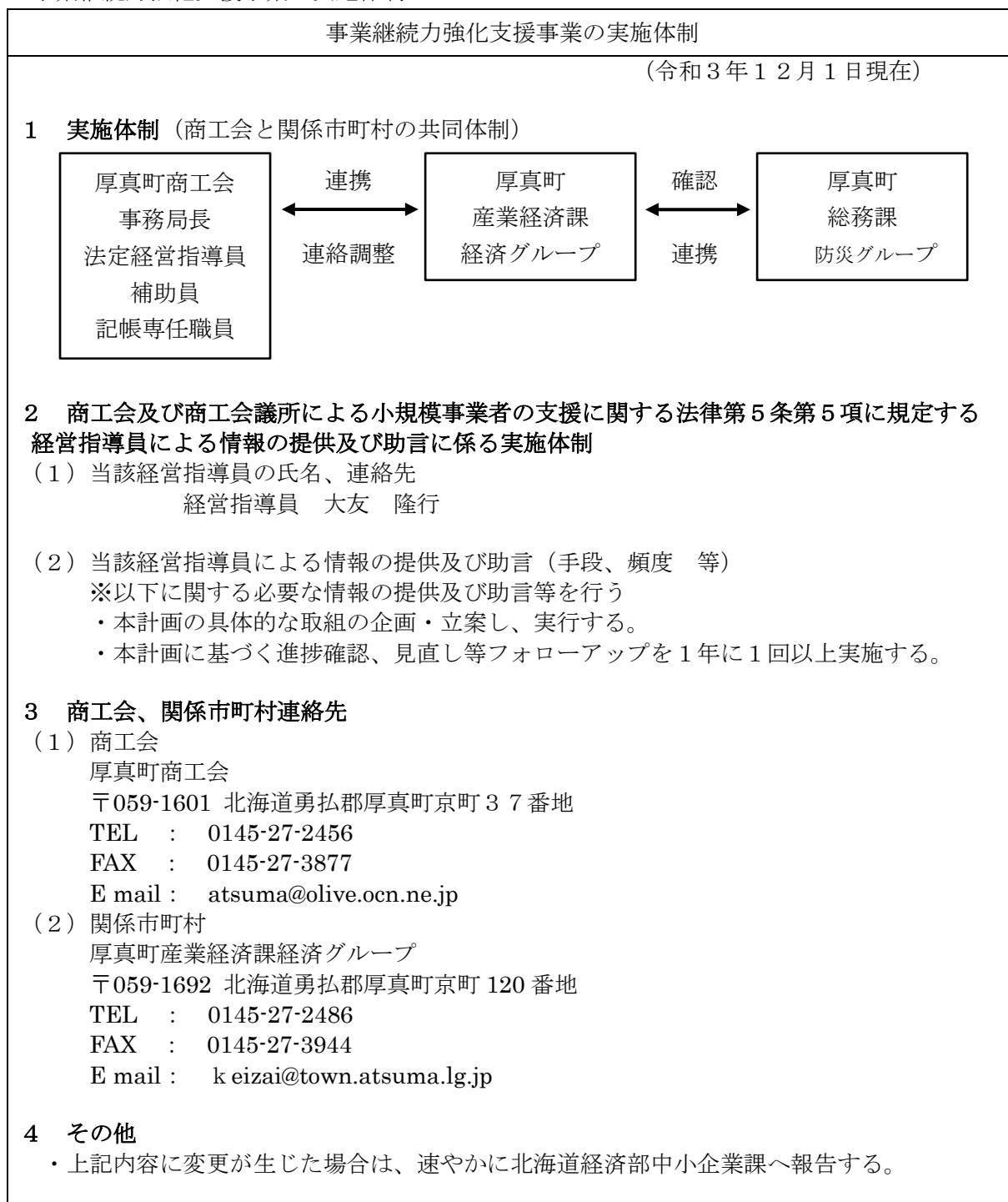
- ・厚真町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、厚真町・厚真町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	80	80	80	80	80
・ セミナー開催費	70	70	70	70	70
・ パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
・ 会費収入
・ 道補助金
・ 町補助金
・ 手数料

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。